

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 26 年 6 月 12 日

支出負担行為担当官
厚生労働省医政局長 原 徳壽

1 企画競争に付する事項

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（在宅医療現場でニーズがあるとされた在宅医療機器の実用化を目指した非臨床・臨床研究）」

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 経営状況、信用度が極度に悪化していないこと。
- (5) 資格審査申請書等に虚偽の事実を記載していないこと。
- (6) 以下のアからキに掲げる国内の研究機関等
 - ア. 国の施設等機関（研究者が教育職、研究職、医療職（※1）、福祉職（※1）、指定職（※1）又は任期付研究員である場合に限る。）
 - イ. 地方公共団体の附属試験研究機関
 - ウ. 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関
 - エ. 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）
 - オ. 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
 - カ. 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人
 - キ. その他厚生労働大臣が適当と認めるもの
- (7) 申請課題が採択された場合に、申請課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び設備が使用できる機関であること
- (8) 申請課題が採択された場合に、申請課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関等であること
- (9) 申請課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む）に対して、国益のために責任ある対処を行うことができる機関等であること

(10) 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができる機関等であること

※1 病院又は研究を行う機関に所属する者に限る。

※ 厚生労働省本省の職員として厚生労働科学研究費（以下「研究費」という。）の配分先の選定に関わっていた期間から1年を経ない者は、当該者が配分に関わった研究事業について、研究費の応募はできないものとする。

なお、「研究費の配分先の選定に関わっていた」者は、以下の者とする。

- ・技術総括審議官、厚生科学課長及び研究企画官
- ・研究費の各研究事業の評価委員会委員を務めた厚生労働省本省の職員

3 契約候補者の選定

「平成26年度厚生労働科学研究公募要項（三次）」に基づき提出された企画書等について評価を行い、上位5課題程度を契約候補として選定する。

4 公募要項に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成26年6月19日（木）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成26年6月27日（金）までにHPにて掲載する。

5 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年7月10日（木）17時30分
- (2) 提出先及び提出方法 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) (<http://www.e-rad.go.jp/>)を用いてのオンラインでのみ公募を行う。

6 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

7 その他

暴力団排除にかかる誓約書の提出。

その他詳細は、「平成26年度厚生労働科学研究公募要項（三次）」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：東京都千代田区霞が関1-2-2

担 当：厚生労働省医政局研究開発振興課 高田 朋子、鈴木 裕里

電 話：03-5253-1111（内線4151）

F A X：03-3503-0595

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 26 年 6 月 12 日

支出負担行為担当官
厚生労働省医政局長 原 徳壽

1 企画競争に付する事項

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（循環器疾患対策を推進する医療機器の実用化を目指す非臨床・臨床研究）」

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 経営状況、信用度が極度に悪化していないこと。
- (5) 資格審査申請書等に虚偽の事実を記載していないこと。
- (6) 以下のアからキに掲げる国内の研究機関等
 - ア. 国の施設等機関（研究者が教育職、研究職、医療職（※1）、福祉職（※1）、指定職（※1）又は任期付研究員である場合に限る。）
 - イ. 地方公共団体の附属試験研究機関
 - ウ. 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関
 - エ. 民間の研究機関（民間企業の研究部門を含む。）
 - オ. 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
 - カ. 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人
 - キ. その他厚生労働大臣が適当と認めるもの
- (7) 申請課題が採択された場合に、申請課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び設備が使用できる機関であること
- (8) 申請課題が採択された場合に、申請課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関等であること
- (9) 申請課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む）に対して、国益のために責任ある対処を行うことができる機関等であること

(10) 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができる機関等であること

※1 病院又は研究を行う機関に所属する者に限る。

※ 厚生労働省本省の職員として厚生労働科学研究費（以下「研究費」という。）の配分先の選定に関わっていた期間から1年を経ない者は、当該者が配分に関わった研究事業について、研究費の応募はできないものとする。

なお、「研究費の配分先の選定に関わっていた」者は、以下の者とする。

- ・技術総括審議官、厚生科学課長及び研究企画官
- ・研究費の各研究事業の評価委員会委員を務めた厚生労働省本省の職員

3 契約候補者の選定

「平成26年度厚生労働科学研究公募要項（三次）」に基づき提出された企画書等について評価を行い、上位6課題程度を契約候補として選定する。

4 公募要項に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成26年6月19日（木）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成26年6月27日（金）までにHPにて掲載する。

5 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年7月10日（木）17時30分
- (2) 提出先及び提出方法 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) (<http://www.e-rad.go.jp/>)を用いてのオンラインでのみ公募を行う。

6 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

7 その他

暴力団排除にかかる誓約書の提出。

その他詳細は、「平成26年度厚生労働科学研究公募要項（三次）」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：東京都千代田区霞が関1-2-2

担 当：厚生労働省医政局研究開発振興課 高田 朋子、鈴木 裕里
健康局がん対策・健康増進課 高山 啓、細川 亜希子

電 話：03-5253-1111（内線2396）

F A X：03-3503-8563